

公立大学法人滋賀県立大学職員人事規程

平成 1 8 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）に基づく公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の採用および昇任等の手続き等については、公立大学法人滋賀県立大学教員選考規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教員の採用)

第 2 条 教員（職員就業規則第 2 条第 2 項に規定する教員をいう。以下同じ。）の採用は、選考によりこれを行う。

- 2 前項の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて理事長が定める基準により行うものとする。
- 3 前項に規定する基準および教員の採用選考の方法等については、公立大学法人滋賀県立大学教員選考規程の定めるところによる。

(教員の昇任)

第 3 条 教員の昇任については、前条の規定を準用する。

(事務系職員の採用)

第 4 条 事務系職員（職員就業規則の適用を受ける職員であつて教員である者および滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 3 年滋賀県条例第 5 6 号）第 2 条に基づき法人に派遣された者を除く職員。以下同じ。）の採用は、競争試験の結果に基づいて行う。ただし、職務の性質等により専門的知識または資格等を必要とする場合は、選考により採用することができる。

- 2 競争試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(事務系職員の選考)

第 5 条 事務系職員の採用のための選考は、選考を受ける者の職務の遂行能力の有無を判定するものとし、必要に応じて経歴評定、実地試験、筆記試験その他の方法を用いて行うことができる。

(事務系職員の選考基準)

第 6 条 事務系職員の選考の基準は、その職に応じた経歴、学歴または知識もしくは技能を有し、かつ、免許その他必要と認められる資格を有することを要件とする。

(事務系職員の昇任)

第 7 条 事務系職員の昇任は、選考により行うものとする。

- 2 選考は、その者の勤務実績に基づき、その職務に求められる職務遂行能力の有無、適性等により判定するものとする。
- 3 前項のほか事務系職員の昇任に関して必要な事項は、別に定める。

(兼務)

第8条 理事長は、職員就業規則第15条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる職について兼務を命ずることができる。

- (1) 滋賀県立大学に置く職およびその選考に関する規程に規定する職
- (2) 大学院学則第6条第2項または第3項に規定する職
- (3) その他、業務上の必要により兼務を命ずる必要がある場合で、兼務によって当該職員の職務遂行に著しい支障がないと認められる職

(兼務の解除および終了)

第9条 理事長は、兼務を必要とする事由が消滅したときは、兼務を解除するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、兼務は終了するものとする。

- (1) 兼務の期間が満了した場合
- (2) 兼務している職が廃止された場合
- (3) 職員が出向した場合
- (4) 職員が退職した場合
- (5) 職員が休職または停職にされた場合

(人事発令書の交付)

第10条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、職員に人事発令書を交付する。

- (1) 職員の採用、退職等身分の得喪に係る場合
- (2) 職員の昇任および降任に係る場合
- (3) 職員を所属転換する場合
- (4) 職員を配置転換する場合
- (5) 職員の兼務に係る場合
- (6) 職員を出向させる場合
- (7) 職員の休職および復職に係る場合
- (8) 職員を解雇する場合
- (9) 職員に懲戒処分を行う場合
- (10) 職員に付与される職名が変更され、または付加され、もしくはなくなった場合
- (11) その他理事長が必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、組織の新設、変更、廃止等に伴う職員の配置転換の場合においては、文書その他適当な方法をもって人事発令書に代えることができる。

3 人事発令書の形式および記載事項、その他人事発令に関して必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(第8条、第10条関係)